

令和元年 6 月 13 日
福 祉 保 健 局

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関に対する行政処分の効力停止期間の終了により原処分の効力が改めて発生することについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 68 条第 1 項第 1 号の規定に基づき平成 29 年 6 月 29 日付 29 福保障精第 522 号により行った指定自立支援医療機関の指定取消処分（以下「原処分」という。）については、平成 29 年 10 月 25 日付 29 福保障精第 1097 号により撤回していたが、原処分の効力が停止されている期間が終了することに伴い、下記のとおり指定自立支援医療機関の指定の取消しの効力が改めて発生する。

記

1 対象指定自立支援医療機関

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 医療機関名称 | フロッギーズクリニック |
| (2) 医療機関所在地 | 東京都世田谷区野沢一丁目 35 番 8 号 301 号 |
| (3) 開設者及び管理者 | 池上 恭司（いけがみ きょうじ） |
| (4) 初回指定年月日 | 平成 19 年 1 月 1 日 |

2 原処分の効力が改めて発生する理由

法第 68 条第 1 項第 1 号に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消事由である法第 59 条第 2 項第 1 号に該当するに至った、平成 29 年 5 月 19 日付けで健康保険法第 80 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の規定に基づき保険医療機関の指定を取り消された処分について、行政事件訴訟法第 25 条第 2 項の規定に基づく平成 29 年 9 月 4 日付東京地方裁判所による決定により効力が停止されていた。

原処分の効力停止期間は、第 1 審判決後 30 日が経過するまでとされており、この度、令和元年 5 月 14 日に東京地方裁判所の判決が言渡され、令和元年 6 月 13 日にその期間が終了となるため、原処分の効力が改めて発生する。

(問合せ先)

東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
電話 03 (5320) 4464 (直通)

(参考) 関係法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号)

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第36条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第7号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一～五の二 (略)

六 申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七～十二 (略)

十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第7号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。

4～5 (略)

(医療機関の指定)

第59条 第54条第2項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。)又は薬局の開設者の申請により、同条第1項の厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第63条第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二～四 (略)

3 第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定は、指定自立支援医療機関の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定の取消し等）

第68条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定自立支援医療機関に係る第54条第2項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定自立支援医療機関が、第59条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二～六 （略）

2 第50条第1項第8号から第12号まで及び第2項の規定は、前項の指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。